

悪質商法から高齢者を守る！

運気が上がる？ ブレスレットなどを 売いつける手口に注意！



事例

雑誌広告を見て、運気が上がるというブレスレットを2万円で購入した。商品に同封された手紙に無料で悩みを聞いてくれると書いてあったので、業者に電話をかけ悩み事を話していると、今度は『邪気を除く100万円のブレスレット』を勧められた。「お金がない」と言うと「特別に30万円にする」と言うので、断りきれずに注文してしまった。
その後も、水晶玉など高額なものを勧めてくる。

アドバイス

- ◇ 高齢者の不安や悩みにつけこんで、通信販売で数珠やブレスレットなどの開運商品を購入したことをきっかけに、より高額な商品を次々に購入させられるという被害が発生しています。
- ◇ 「除霊が必要」などと不安をあおるようなことを言われて契約させられたり、解約しようとする「家族が災難にあってもいいのかわかる？」などと脅迫的な態度に出ることがあります。
- ◇ 雑誌広告を見て買った商品は通信販売なのでクーリング・オフできませんが、業者に電話をかけさせられた場合は電話勧誘販売となるので、8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- ◇ クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

被害にあわないために！

- 次々に商品等を勧める業者は、怪しいと疑う
- 必要がなければ、きっぱりと断る
- おかしいと感じたら、
消費生活センターに相談を！

幸せになる...?



わかっていないことは、センターに聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)